

2026 年度版
貸倉庫等レンタル料援助資料

しらなみ

目次

<u>はじめに -部室割り振りが抱える問題とこの援助の目的-</u>	3
<u>援助額の計算</u>	3
<u>サークルの義務</u>	4
<u>義務違反に対する制裁</u>	4
<u>応募方法</u>	4
<u>必要事項</u>	5
<u>振込方法</u>	5
<u>今後の日程</u>	5
<u>2027 年度貸倉庫等レンタル料援助の方針</u>	5

はじめに -部室割り振りが抱える問題とこの援助の目的-

学友会学生理事会が求める義務を全て果たしたにもかかわらず部室が与えられなかったサークル（主として倉庫として部室使用を希望していた団体を対象とする）に対して補填を行うことを目的としています。

学友会は、部室割り振りをを行うにあたって学生会館委員会のご協力の下で入念な事前準備を重ねてきました。できる限り多くのサークルのご希望に沿うように善処いたしましたが、全てのサークルが満足するような割り振りを行うことができませんでした。これは、現在の学生会館・キャンパスプラザのキャパシティの観点から全ての団体の希望をみたくことが現実的に困難であることが原因です。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症下で生じた余剰資金を活用し、部室配分を受けられなかった団体の負担を少しでも軽減することを、本援助の主眼としています。

援助額の計算

- この援助は、学友会正式加盟サークルのみが対象となります。
 - 援助の対象は 2026年3月1日から2027年3月末日までの貸倉庫等レンタル料です（以下の2は例外、要相談となります）。
 - 2025年度加盟更新書（以下、単に「加盟更新書」とする。）及び2026年度部室割り振り実施に係る部室申請書（以下、単に「部室申請書」とする。）の提出状況は、以下のとおり分類します。
 - 加盟更新書
 - ◇ 「期限内提出」・「2025年度に加盟したため提出の必要なし」
→提出扱い
 - ◇ 「未提出」「不備につき未提出扱い」
→未提出扱い
 - 部室申請書
 - ◇ 「期限内提出」→提出扱い
 - ◇ 「未提出」→未提出扱い
1. 正式加盟サークルであり、加盟更新書及び部室申請書が「提出扱い」のサークル
→10万円を上限とし、その範囲内において、倉庫に要した費用を援助する。なお、本年度は上限の例外を設けない。
 2. 以上に当てはまらないが、レンタル料の援助対象として学友会学生理事会が認めたサークル

→1 を参考に援助額を算定する。なお、本項は、部室撤去以外のやむを得ない理由（例えば大学側が行う体育館改修等）で自団体が倉庫を失う団体も該当する。既に支払った場合でも、以下の必要事項にあわせ、領収書を提出することで援助対象とする。ただし、加盟更新書又は部室申請書のいずれかが「未提出扱い」の団体は、本項に該当しない。

サークルの義務

- 援助を受けた全団体（2を除く）
 - 援助を受ける前に、請求書の提出と、当該倉庫等の規模の必要性の説明（備品の量等の開示による。）を義務付ける。領収書が発行された際にはその提出も義務付ける。請求書が事前に発行されない団体については、その都度検討する。
 - 学友会学生理事会への活動報告書を以下に定める要項に従い作成し、**2026年8月31日**までに提出する義務を負うとともに、第151期総会で活動報告を行う義務を負う。
 - ◇ 活動報告書作成要項
その一年のサークルの活動内容が明確にわかる形で作成すること。その際、文字だけでなく、写真などを盛り込み、実際に活動していることを証明すること。大会や発表会に出場しているサークルは、その参加証明となる文章（賞状を含む。）があれば、普段の活動の報告は簡素でも良い。月単位の規模で用意が必要となる創作を行うサークルは、その完成物の提出のみで活動報告書に代えることを認める。
なお、提出期限は、基本的に援助の終了する月以降に定められるが、計画的に作っておくことを推奨する。

- 2に該当するサークル
学友会学生理事会による位置付けに応じてその義務を定める。

義務違反に対する制裁

援助額の全額返還を求める。

応募方法

Google Forms を使用します。「援助額の計算」において1に当てはまる団体につきましては、提出期限は **2026年4月30日 23:59** とします。期限後の提出は認めませんのでご了承

ください。また、やむを得ない事情で倉庫を失ったサークルに対する援助はメールにて通年で受け付けます。両方とも、遠慮なくお申し込みください。

必要事項

そのサイズの倉庫が必要となる理由・貸倉庫の場所・見積額・振込先口座
見積書等はメールにて提示してください。

振込方法

基本的には、一括振り込みの方式を取ります。倉庫使用開始日から使用終了日までのレンタル料を2026年6月に一括で援助いたします。領収書は2026年5月31日までに提出してください。月毎で契約しているなど、2025年5月末までに全額分の領収書が提出できない場合は、ひと月分の領収書をご提出いただき、それをもとに費用の全額を算出いたします。

ただし、金額が大きく、直ちに振り込むことを希望する団体には個別で対応を決定します。

今後の日程

- 4月30日：申請締め切り
- 5月31日：領収書提出締め切り
- 8月頃：総会（活動報告をお願いします）
- 8月31日：活動報告書提出締め切り

2027年度貸倉庫等レンタル料援助の方針

本制度は、新型コロナウイルス感染症に伴う余剰資金を活用し、臨時的に援助を拡大する目的で設けられたものです。現在、感染症の収束により制度創設時の前提が変化していること、ならびに本会の財政状況が逼迫していることを踏まえ、今年度は援助内容を縮小し、来年度をもって本制度を廃止いたします。

各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解いただき、今後の活動計画のご検討にあたりご留意くださいますようお願い申し上げます。